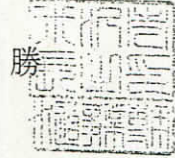




水 業 第 33 号
平成30年 7月11日

米沢市水道事業等運営審議会
会長 遠藤昌敏様

米沢市長 中川



水道料金の改定について（諮問）

米沢市水道事業等運営審議会設置条例第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を伺います。

記

諮問事項

- 1 次期（平成31～35年度）水道料金の改定について

諮問の趣旨

水道事業は、地方公営企業として、独立採算の原則により、水道料金を主な財源として運営しています。この料金については、地方公営企業法において、「公正妥当で、かつ、適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならない」と規定されています。

これに従い、本市でも適正な水道料金を設定し、水道事業を運営しており、前回平成26年度には以降5年間の適正利益を勘案した上水道料金の引き下げを行いました。この引き下げにより料金収入は減少しました。

しかし、経費節減に努め、経営の安定化、健全化を図ってきました。その結果、平成28年度は、経常利益が4億円を超える良好な経営状況となりました。また、平成30年4月から山形県広域水道用水供給事業の受水単価が引き下げられたことにより、受水費が減少し、なお一層経常利益が増加することが予想されます。

一方、近年における人口減少や節水型住宅機器の普及等を背景とした水需要の低迷により、料金収入の減少が続くと見込まれることに加え、高度経済成長期に急速に整備された現有施設の多くが、次々と更新時期を迎えつつありその更新や維持管理に莫大な費用が近い将来必要になってきます。

これら様々な状況を踏まえ、次期5年間（平成31～35年度）の水道料金のあり方について貴審議会の意見を伺います。